美唄市受動喫煙防止条例の改正概要

美唄市は、自らの意思で受動喫煙を防ぐことが難しい妊産婦や発育過程にある乳幼児をはじめとする 20 歳未満の子どもたちをたばこ※の煙から守るため、美唄市受動喫煙防止条例を改正しました。

※本条例の「たばこ」とは、たばこ事業法に規定する製造タバコ（加熱式たばこを含みます）等のほか、電子タバコをいいます。

⑴　目的

健康増進法による受動喫煙防止対策の他、市、市民、保護者、事業者及び管理権原者等の役割を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するための措置を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的としています。

⑵　受動喫煙防止対策

【屋内の受動喫煙防止】

妊娠中の方や子育てされている方、20 歳未満の子どもと同室の空間で、たばこを吸わないよう努める。

【自動車内の受動喫煙防止】

妊娠中の方や子育てされている方、20 歳未満の子どもが同乗している自動車内でたばこを吸わないよう努める。

【屋外の受動喫煙防止】

▶歩行中又は自転車走行中にたばこを吸わないように努める

▶たばこを吸う方は、近隣住民の受動喫煙防止に努める。

▶たばこを吸う方は、公園、学校及び児童福祉施設の敷地から 100m以内の路上において、受動喫煙防止に努める。

⑶　市民のみなさまへ

妊産婦や子どもたち、市民が受動喫煙を受けないまちづくりをより一層推進するため、市民の皆様には喫煙や受動喫煙による健康影響や受動喫煙防止対策についてより一層のご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

⑷　事業者のみなさまへ

利用される方や従業員の方たちの受動喫煙防止のため、屋内禁煙にご協力をお願いいたします。屋外に喫煙可能な場所を設ける場合は、可能な限り出入口を避けるなど受動喫煙防止に努めてくださいますようお願いいたします。

⑸　保護者のみなさまへ

受動喫煙により、妊娠期には早産や低出生体重児、子どもたちは喘息や中耳炎、乳幼児突然死症候群等が起きることがわかっています。室内や自動車内での受動喫煙は発育過程にある子どもたちに大きな影響があり、また自らの意思で防ぐことができないため、家庭を含めた社会全体で受動喫煙防止を進めることが大切です。

市では、市民の健康増進に寄与するため受動喫煙防止対策を進めていくとともに、子どもたちへの喫煙防止教育や喫煙者へ禁煙相談を実施するなど健康づくりを進めていきます。